

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

ページ
一

規 則

号 外 (一) 平 成 二 十 一 年 十 月 二 十 三 日

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十二号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部二十一の五の項に次の一号を加える。

9 土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十三号)附則第二条第一項の規定によりその例により行うことができることとされる同法による改正後の法第二十二條第一項に規定する汚染土壌処理業の許可の申請を受けること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火曜日)

発 行

(休日) (ときは翌日)

平成二十一年十月二十三日

平成二十一年十月二十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社